

「施策」総括票

施策展開	3-(7)-ウ	農林水産物の安全・安心の確立	
施策	①農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化		233頁
対応する 主な課題	<p>○消費者の安全・安心に対する関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するには、JAS法に基づく表示(名称、原産地)の適正化や、農薬使用者と農薬販売者による適正かつ安全な使用及び管理を徹底させることが重要である。</p> <p>○県産食肉等の信頼を確保する観点から、新たな衛生基準や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設(HACCP)の整備が必要である。また、特定家畜伝染病の国内への侵入防止対策が課題である。</p>		
関係部等	農林水産部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
○安全・安心な食品流通の確保				
1	食品表示適正化等推進事業	5,228	順調	<p>○食品に対する消費者の信頼を確保するため、JAS法に基づく食品表示の巡回調査・指導、食品表示講習会の開催等を実施し、食品表示制度の普及・啓発を図った。過去の調査結果において食品表示率が低い小売店舗等について重点的に巡回調査・指導を行った結果、生鮮食品表示の未表示店舗の割合は、平成23年度の20.9%から平成24年度12.0%となっており改善された。(巡回調査516回、講習会19回)(1)</p> <p>○畜産物の安全性を確保するために、国等の関係機関が連携した指導体制の確立、飼料安全法に基づく立入検査、巡回指導等を実施し、飼料取扱業者及び農家への普及・監視・指導を行った。(飼料安全性確保推進会議の開催2回、検査や指導箇所32箇所、指導回数97戸等)(3)</p>
2	米トレーサビリティの推進	2,210	順調	
3	流通飼料対策事業	1,382	順調	
4	農薬安全対策事業	3,335	順調	

様式2(施策)

○畜産関連施設の整備					
5	食肉センターの整備(部分肉処理加工施設整備事業)	444,100	順調	○南城市において、部分肉処理加工施設を整備し、事業を完了した(平成25年3月竣工)。また、離島畜産活性化施設整備事業により八重山地域における食肉センター整備に向けた施設設計を実施した(平成26年4月竣工予定)。(5)	
6	鶏卵食鳥処理施設の整備(鶏卵需給調整施設整備事業)	81,675	順調	○沖縄県における食肉等流通体制と畜産副産物のサイクルを確保し、環境に配慮した畜産副産物の高度処理施設を整備するため、施設設計、機械の一部導入を実施した。当初、平成25年4月竣工予定であったが、建築基準法に基づく建築確認申請及び審査に不測の日数を要したことにより、平成25年12月竣工予定に変更となった。(7)	
7	畜産副産物処理施設整備事業	357,551	大幅遅れ		
8	海外輸出対応施設の整備(離島畜産活性化施設整備事業)	33,300	順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	生鮮食品表示の未表示店舗の割合	20.9% (23年)	12.0% (24年)	10.0%	8.9ポイント	-
	状況説明	調査対象店舗における生鮮食品表示の未表示店舗の割合は改善している。過去の調査結果において食品表示率が低い小売店舗等を重点的に巡回調査・指導を行っていることから、県全体における小売店舗における食品表示率も更に改善されるものと見込まれる。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
農産物の不適切な販売及び使用の発生割合	9.4% (22年)	8.0% (23年)	2.8% (24年)	↗	-
鶏卵の消費量	26,794トン (H22)	27,596トン (H23)	27,862トン (H24)	→	-
鶏卵の余剰卵量	-	1,000トン (H23)	1,700トン (H24)	↘	-

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○安全・安心な食品流通の確保

・食品表示適正化等推進事業においては、現行の食品表示制度のうち、JAS法は主に流通政策課(畜産課、水産課、森林緑地課、各農林水産振興センターにおいても対応)が所管しているが、他の法律で所管する食品表示制度もあるため、必用に応じて関係課(食品衛生法では生活衛生課(保健所含む)、健康増進法では健康増進課(保健所含む))と連携して対応している。このため、複数の部署にまたがる事案への対応に際して、業務の効率性を高める必要がある。

○畜産関連施設の整備

・鶏卵需給調整施設の整備においては、鶏卵の相場を安定化させ養鶏産業の振興を図るため、鶏卵の需給調整を図る貯卵施設を整備した(平成25年8月供用開始)。県産卵の自給率は現状およそ80%であるが、余剰卵が恒常的に発生している状況にある。これは県外産卵の流入が大きく影響しているため、県産卵の需給調整については卵価の安定につながる反面、県外の安価な鶏卵流入の促進にもつながりかねないため、施設稼働に伴う需給調整については慎重に進める必要がある。

・畜産副産物処理施設整備事業については、建築基準法に基づく建築確認申請及び第三者機関による審査に不測の日数を要した。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○安全・安心な食品流通の確保

・食品表示制度については、品質に関する適正な表示を図るJAS法以外にも、衛生上の危害発生防止を図る食品衛生法、国民の健康の増進を図る健康増進法などがあり、消費者及び事業者双方にとって煩雑な状況にあったが、これらの法律における食品表示に関する規定を統合した食品表示に関する包括的かつ一元的な法律(食品表示法)が成立(H25.6.21)した。同法施行後は、消費者及び事業者から食品表示について包括的かつ一元的な対応が求められることが想定される。

・飼料安全に関する法令は、飼料安全法をはじめ、飼料安全法施行令、飼料安全法施行規則、BSE発生防止法と多岐に渡り、畜産農家がこれをすべて把握することが難しい。

○畜産関連施設の整備

・今後の食肉センター等の整備については、円安の影響による施設整備・機械導入にかかる事業費の増額が懸念され、事業実施主体と連携し、限られた事業費の中で、今後の事業費の圧縮等を検討する必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○安全・安心な食品流通の確保

- ・沖縄県食品の安全安心推進本部(事務局:環境生活部生活衛生課)において食品表示関連部署と連携を図りつつ、新たな食品表示法に対応できる横断的又は包括的な食品表示関連業務の遂行体制を検討する。
- ・飼料の安全確保のため、関連法律等について、農家、飼料製造業者及び飼料販売業者に対する立入検査等の直接指導に加えて、文書等や窓口対応で飼料安全に関する法律等の啓発活動を推進するとともに、関連法令分かり易くまとめた県作成の「流通飼料・飼料安全法のしおり」を積極的に配布する等により、一層の浸透を図る。

○畜産関連施設の整備

- ・余剰卵減少には需給調整施設(貯卵施設)だけではなく、生産者の協力も必要であることから、ヒナ導入時期の生産者間調整等生産者自らの需給調整を実施するよう事業主等による生産者指導を強化する。また、市場では県外産卵とすでに競合しており、より鮮度・品質等の向上が求められるため、生産および衛生管理など指導強化も併せて実施する。
- ・畜産副産物処理施設整備事業については、計画的な工程が図られるよう、随時、県、事業実施主体、施工業者との間において密に連絡・調整することとする。
- ・食肉センター等の施設整備については、事業費の圧縮や事業計画に沿った適正な事業執行に向け、随時、県、事業実施主体、施工業者との間において密に連絡・調整するほか、必要財源については、農林水産省や(独)農畜産業振興機構への積極的な事業費変更協議を実施することなどにより対応する。